

飯田創造館ふれあい創造ギャラリー利用規定

令和元年 8 月 26 日 長野県飯田創造館

本館 3 階ふれあい創造ギャラリーの貸与について

- 1 本館利用グループ登録している利用者（以下「本館登録利用者」という。）が日頃の活動の成果発表の機会として、無料で貸与する。
- 2 本館登録利用者の受付後、利用しない期間は、本館登録利用者以外の者（団体）の申込みを受付ける。
- 3 「301 号室とのセット利用者及び本館登録利用者」以外の者（団体）がふれあい創造ギャラリーを利用する場合は、本館の一室を木曜日から火曜日までの 6 日間の利用する形をとる。（要予約、利用料金 6,000 円）
- 4 前日の準備でギャラリーを使用した場合、利用料金 600 円、夜間 800 円とする。
- 5 2 グループが利用する場合、利用料金は 1 グループにつき半額の 3,000 円とする。（前日準備も同様に半額 300 円、400 円とする。）
- 6 冷暖房は、全館の施設と一体のため、利用料は取らないが、必要な場合は事務室で判断する。
なお、暖房として石油ストーブ及び電気ストーブを利用された場合は、下記の利用料を支払う。
(1 個当たり：午前 1 2 0 円 午後 1 8 0 円 夜間 2 4 0 円)
- 7 附則 令和 2 年 4 月 1 日から施行とする。
令和 2 年 1 2 月 7 日改正